

経済建設常任委員会会議録

平成22年5月24日(月)

(開会) 10:02

(閉会) 11:03

案 件

オートレースの運営について

産業振興について

建設行政について

【報告事項】

- | | |
|-------------------------------|-------------|
| 1 飯塚市口蹄疫防疫対策について | 【農林課】 |
| 2 市関連の観光団体における使途不明金について | 【商工観光課】 |
| 3 飯塚市中心市街地活性化基本構想の報告について | 【商工観光課】 |
| 4 飯塚市都市計画マスタープランの策定について | 【都市計画課】 |
| 5 市道上における車両損傷事故の報告について | 【穎田支所経済建設課】 |
| 6 工事請負契約について | 【契約課】 |
| 7 工事請負変更契約について | 【上下水道局上水道課】 |
| 8 工事請負変更契約について | 【上下水道局下水道課】 |
| 9 工事請負契約について | 【上下水道局総務課】 |
| 10 指定管理者制度導入に係る指針(改訂版)の改正について | 【総合政策課】 |

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。「オートレースの運営について」を議題といたします。「売上額及び入場者の状況等について」執行部の説明を許します。

事業管理課長

平成21年度飯塚オートレースに関する売上額および入場者についてご報告いたします。資料「平成20・21年度売上額及び入場者比較表」をご覧ください。

売上額の21年度合計額は1億6,149万8,800円でございます。これは前年度売上額と比較しまして、1億3,961万2千円、0.8%減額となっております。1日あたりの売上額は1億9,457万6,906円で前年度と比較して293万5,786円、1.5%の増加、入場者数では総入場者が31万3,156人で、前年度比較1,029人、0.3%の減となっておりますが、1日平均の入場者数は前年度入場者数より77人、2.1%増加の3,773人となっております。このように前年度と比較しまして、総売上額は前年度からマイナスながら1日あたりの売上額はプラスであり、入場者数においても同様の結果となっております。一番右の開催日数の欄をご覧ください。平成20年度の本場開催日数は85日ですが21年度は83日となっており、昨年7月の大雨により2日間、レースが中止となり開催日数が減少したことが主な原因であります。開催日数の内訳は本場開催がSGレース(オールスターオートレース)5日、Gレース10日、Gレース10日、通常レース58日の83日でそのうち、ナイター開催は、Gレース5日、Gレース5日、通常開催4日の14日でございます。場外発売につきましては、延べ261日(うちリレー28日含む)でございました。(稼働日数83日+233日=316日)なお、21年度の総売上額の内訳は本場売上40億1,419万9,200円(24.78%)場外売上79億1,532万4,400円(49.01%)電話投票売上42億3,313万9,600円(26.21%)となっております。

す。

続きまして、平成21年度に導入いたしました、飯塚オートレース電話投票のWマイルサービスに関しての導入効果についてご説明いたします。資料「飯塚オートレースWマイルサービス導入効果検証資料」をお願いいたします。その表の左側は、このWマイルサービスを導入していますのは、オートレースでは飯塚だけでございますので、導入していない他場の平成21年度電話投票実績と比較したものです。下から3段目に他場の平均を下から2段目に飯塚の実績を記載しております。

まず、売上額でございますが、他場の平均開催日が79日で飯塚が83日と4日多いことありますが、売上額42億3,313万9,600円で他上平均額を4億7,500万円ほど上回っています。1日平均の売上額で比較いたしましても約360万円、総利用者で43,901人、1人平均の購買額では209円、1日平均の利用者数では289人。いずれも他場平均を上回っております。

次に、表の右側になりますが、導入前の平成20年度の飯塚オートの電話投票実績を記載いたしております。比較しますと、開催日数は20年度より2日少ないにもかかわらず、売上額で約5億200万円、率にしますと113.5%と増加しております。

他の項目を比較しますと、1人平均購買額は227円減額となっておりますが、その他の項目は前年を上回った結果となっております。

このように電話投票の実績額から判断して、Wマイルサービスの導入は売上額増加に効果があったものと判断しております。

委員長

説明が終わりましたので、只今の説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をすることで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「産業振興について」を議題といたします。「企業誘致に関する状況・活動等について」について、執行部の説明を許します。企業誘致推進室長。

企業誘致推進室長

企業誘致に関する名古屋事務所での活動状況につきましてご報告させていただきます。

名古屋事務所につきましては、お手元に配布しております資料のとおり、平成21年度は、新規企業を含む79件の企業と33件の団体等を訪問しております。また、47件の来訪団体の対応を行っております。4月の状況は下表のとおりです。

状況としましては、自動車業界につきましては、5月12日に各自動車メーカーの平成22年3月期の連結決算が出揃い、新聞等では「軒並み営業赤字だった平成21年3月期から一転、全社が営業黒字を確保し、体質を強化して臨む平成23年3月期は反転攻勢を期したいところだが、各国の支援策打ち切り後の反動減や原材料価格の高騰などが業績圧迫要因として懸念され、回復の道筋は依然、不透明」との報道がなされており、東海地区に於きましても、まだまだ厳しい状態が続いております。また、本年3月の愛知県の有効求人倍率は、0.6となっており、おだやかな回復基調にあるとは言えるものの、雇用過剰感は依然強いとされております。

九州においては、九州経済産業局の景気動向調査において「穏やかながら持ち直している。」と分析していますが筑豊地域の3月の有効求人倍率は0.41となっており雇用状況は依然として厳しく、企業は先行きを慎重に見定めているような状況であり、企業誘致はいまだに厳しい状況にあります。このような中、本年3月に鯉田工業団地が完成し、完成間近を含め複数の企

業に見学をしていただきましたところですが、まだ、具体的な話には発展しておりません。今後も企業に対しまして、トップセールスによる誘致活動を含め、誠意を持って対応し、粘り強く誘致活動を展開して参りたいと考えております。

以上簡単ですが、報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、只今の説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

吉田委員

資料を見てのことですが、企業訪問件数なんですけど、月に何件程度が適当なのか私たちはわからずに意見を申して恐縮ですが、去年の12月なんかは企業訪問件数なんか2件なんですよね、この2件というのは12月はやはり企業が忙しいからなんだろうかな。私が申し上げたいのは資料を見る限りは8件程度が妥当なのかなというような感じがするんです。希望としては10件程度は出来ないのかなと思いつつこの質問をしていますが、2件というのは、5件も2回ほどありますよね、8月と3月ですか、4件もありましたね10月に。この2件、4件なんかはどういう理由なんだろうかな、少なすぎると思うんですが。

企業誘致推進室長

前回、2月の委員会の中でも企業訪問件数が少ないのではないかなというようなご指摘をいただいております。この名古屋事務所での企業誘致の訪問の方法ですが、相手方企業に連絡をいれて、相手方のトップクラスの方と会えるような状況を設定して、出来るだけ、いわゆる飛込み的な訪問でなく、有益な中身ある企業訪問をしたいということで事前準備を十分にして企業訪問をさせていただく方法でやっています。確かに12月につきましては、そうした環境整備が整わなかったということで件数が少なくなっています。このことにつきましてはこちらの方からも名古屋事務所のほうに連絡をいたしまして出来るだけ積極的に取り組むようにというような指導もいたしております。いま、申し上げましたとおり、中身の濃い企業訪問活動をやりたいということで事前準備を十分にしてやっているというようなことをご理解いただきたいと思います。

吉田委員

1ヶ月単位で訪問数を報告いただいておりますが、例えば来月の訪問予定を立てるときに、計画は前の月にアポを取られて、トップの方と了解の上で訪問されるんだろうと思いますけどね。数日前に訪問しますといっても断られるのは当たり前ですよ、だから1ヶ月前にちゃんと計画を立てて訪問をされるのだろうと思っています。だからこそたった2件とか4件とかに落ち込むのがおかしいのではないかと申し上げたいのですが、計画はどの様にお立てになっているのでしょうか。

企業誘致推進室長

訪問の計画につきましては、毎週1回、アドバイザーと一緒に計画を立てて、そこで次はどこに行くというような話をさせていただいております。そうした中で12月につきましては確かに言われますように訪問する企業が少なくなっているというような状況ですが、毎週1回は必ず訪問計画を立てて誘致活動に臨んでいるというような状況でございます。

吉田委員

出来るだけ、2件とか3件とかということがないように、一生懸命努力はなさっているだろうと思っていますので、少なくとも5件以上は訪問していただくようお願いしたいと思います。それから、新聞報道で名古屋事務所は来年3月までということが載っていましたが、これは執行部のほうでそのとおりに行なわれるのか、延長されるのかは私たちはわかりませんが、一応の予定として来年3月撤退ということが載っていましたが、そういうこともありますので、また市民の関心のあるところでもあると思うんです。何社企業が来てくれるのか、皆さん注視して

いるところだと思うんです。だからなおさらこの活動、最後のラストスパートとして一生懸命に頑張っていたきたいと要望いたします。

芳野委員

この79社の中でほぼ来てくれるのじゃなからうかという企業は何社あるんですか。

企業誘致推進室長

この79件の訪問をさせていただいた中で、まだまだ、この中で必ず来ると、あるいはこちらの方に進出したいといった、はっきり決まった企業はございません。

芳野委員

決まったところが無いというのはわかるんです。たぶん来るんじゃなからうかという見込みですよ。実際来てもらうために活動してるわけですから、何も無いということは無いと思うんですけどどうですか。

企業誘致推進室長

この79件の中に九州進出、あるいは設備投資をしたいというようなところが数社ございます。目尾あるいは鯉田工業団地の現地を見ていただいた企業というのも数社ございますけど、件数につきましては差し控えさせていただきたいと思います。

芳野委員

差し控えさせていただきたいとか、意味が分からないんですけど、見込みだから言たって来なくてもいいんですよ。何で差し控えなきゃいけないのかわからんのですがね。

企業誘致推進室長

鯉田工業団地の方には2社ほど現地を視察をしていただいています。その他にも照会をかけてる企業というのは数社ございます。目尾工業団地のほうにも2社ほどこれまでに現地を案内をしたところがございます。

芳野委員

2社と2社だけがもしかしたら来てくれるかも知れないという形ですね。しっかり頑張ってください。

小幡委員

今の関連ですが、名古屋の報告は聞きました。鯉田、目尾での本場での企業推進室長以下の方々だと思うんですけどね、今、鯉田工業団地に訪問者が2社来たと、訪問はされてるんでしょうが、販売価格は決めてあるんでしょうか。

産学振興課長

まだ正式には決定いたしておりません。まもなく、今現在確定測量が全て終わりまして登記が終わったところでございまして、出来るだけ早く決めていきたいというふうには考えています。

小幡委員

出来るだけ早くとは、いつごろを目処に公表される予定でしょうか。

産学振興課長

日にちを明確に申し上げられませんが、来月早々には決めていきたいというふうには考えております。

小幡委員

日にちは結構です、来月早々ですね。訪問されるに当っては諸条件、土地の価格などそういったものが無いと、見に来られた方もまあ大方の価格はおっしゃってるんですけどね、早く価格を決められてですね、インターネット等でも公表して地域住民挙げて販売協力していただかないとなかなか買い手はつかないと思うので、頑張ってください。

吉田委員

以前の委員会で見込み度の強いところが2社ほどあると強くおっしゃっていたのを覚えてい

るんですが、現在、その2社はどうなっていますでしょうか。

企業誘致推進室長

現在も、経済状況が悪化しましたので一時足踏みしております、現在もその企業と継続して交渉をしているような状況でございます。

吉田委員

こういう場で回答は難しいでしょうが、室長が判断される場所では、その見込み度はというのは言葉が悪いですが、私が今聞いている状況では非常に悪い感じがするんですが、どうでしょうか。半分以上あるんでしょうか。

企業誘致推進室長

それこそ私の感じですが、とにかく企業誘致が実現できるように精一杯努力していきたいというふうに考えています。

吉田委員

何か私も不安になってくるんですが、とにかく言っても仕方ありませんので、それこそこちらの言葉で「しゃんと」やってくださいよ。お願いします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「建設行政について」を議題といたします。「鯉田工業団地造成の進捗状況」について、執行部の説明を許します。

土木建設課長

あとさきになりましたが、鯉田工業団地造成工事の進捗状況を報告いたします。平成20年10月から着工いたしておりました鯉田工業団地造成工事につきましては平成22年3月10日をもちまして5工区全ての造成工事が完了したことを報告いたします。以上です。

委員長

説明が終わりしましたので、只今の説明に対する質疑を含め、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

完成したとのことですが、仮に先程の関連で企業誘致で企業が来ないというときに、概算でいいんですが、1年間の維持管理費は、工業団地のですね、それはどれくらい見込まれているのでしょうか。

産学振興課長

維持管理経費としては草刈が考えられるわけですが、まだ初年度ということで状況を見ながら予算措置をお願いしたいということを考えておまして、いくらという数字までは明確には出しておりません。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から、案件に記載の件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

はじめに、「飯塚市口蹄疫防疫対策について」の報告を求めます。

農林課長

飯塚市口蹄疫防疫対策についてでございます。平成22年4月20日、宮崎県児湯郡都農町で家畜伝染病「口蹄疫」が確認されてから、今日、当初設定された10kmの移動制限を越える新たな地点での発生が確認されるなど、ますます拡大している状況であります。

これを受けまして、福岡県では、この感染拡大を受けて、家畜伝染病予防法で定められました、県知事命令による牛・豚などの偶蹄類を養われている農家を対象にした消毒の実施が5月18日に決定されました。

これに伴い、本日5月24日に、県より、緊急時における口蹄疫対策本部の設置準備について要請があり、本市におきましても、今後の口蹄疫の発生に備えるため、本日庁議を開催しまして、お手元に配付いたしております資料のように飯塚市口蹄疫防疫対策本部設置要領を設置いたしましたところでございます。お手元の資料の1ページをお願いいたします。飯塚市口蹄疫防疫対策本部設置要領でございます。1条から設置の目的、2条 所掌事務、対策本部、3条 対策本部、4条 本部会議、5条 連絡会議としておるところでございます。2ページをお願いします。ここが構成メンバーの一覧でございます。3ページをお願いいたします。対策本部の構成メンバーでございます。4ページをお願いいたします。対策本部各班の業務でございますが、今の段階、県の指示ではこういうものが想定できるのでこういう業務内容を今後検討していただきたいという要請でございます。5ページをお願いします。口蹄疫の発生状況でございます。5月19日現在です。なおこの設置要領の制定を受けて対策本部の設置時期ですが、福岡県におきましては宮崎県から他県に移った場合、連絡調整会議を開催するという事です。福岡県内で口蹄疫が発生した場合は県知事を本部長とした防疫対策本部会議が開催されるようになります。対策本部の設置時期につきましては今のところ県の話の中では福岡県に出た場合、直ちに県が対策本部を設置しますので、市町村にその要請をするということです。これを受けまして飯塚市の対策本部の設置の時期は福岡県の同じと考えておりますが庁議で承認をいただいておりますので報告します。対策本部の設置時期ですが、当然飯塚市内で口蹄疫が発生した場合は直ちに対策本部を設置、飯塚市以外の県内市町村で発生した場合は経済部長が中心となった連絡本部会議を開催するようになってはいますが、こういう感染の拡大といいますが、拡大が続きますので感染能力は高いわけですが、この点につきましては柔軟に対応したいと思います。隣接県で出れば連絡会議を開催するとか、飯塚市の近隣市町で発生すれば直ちに対策本部を設置など柔軟な対応で本部を設置したいと思います。現段階におきましては農林課内に飯塚市口蹄疫対策準備室を本日設置するということを決定しておりますのでご報告をさせていただきます。以上で説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

西委員

飯塚市でどの辺に肥育とか養豚ですね、地域としてはどの辺があるんですか。

農林課長

合併しましたが、旧1市4町それぞれに畜産の農家がございます。具体的には酪農と畜産をやられてる農家もあるわけですが、酪農農家、法人を含め12件、440頭ほどの酪農牛を飼育されています。肉牛につきましては法人を含め13件で2600頭を肥育されています。それから養豚業ですが、養豚業につきましては法人を含め4件で3000頭ほどの豚の肥育をさ

れています。それと別途参考のために偶蹄類ですのでヤギへの感染が懸念されますが、ヤギを飼育されているところが2件ほど、わかりやすいのは八木山のピクニカ共和国におきましてヤギが35頭ほど飼育されているということでございます。地域的に言いますと酪農家が多いのは筑穂地区の矢山、内野地区が多ございます。旧1市4町それぞれの地区にございます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(ほかに質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市関連の観光団体における使途不明金について」の報告を求めます。

商工観光課長

市関連の観光団体における使途不明金についてご説明をさせていただきます。

商工観光課元職員により市関連の観光団体の通帳から平成18年8月28日より平成22年4月9日かけて、数十回の引き出しが行われ、合計11,285,669円の使途不明金が確認されました。使途不明金については、元職員がすでに死亡退職しており、その使途についてわからないままとなっております。なお、この使途不明金相当額は、親族により、市へご迷惑をお掛けしているというお考えのなかで各協議会へ全額補填されております。また、4月28日付けで管理監督責任のあった関係職員についても懲戒処分がなされております。

今回の経緯といたしまして、平成22年4月1日の人事異動により担当者が変更となり、取引業者への未払い請求などが表面化し、多額の使途不明金を確認されたものでございます。

このような事態になった原因といたしまして元職員は、当課に5年間在籍しており、業務内容にも精通していたため、業務を元職員に任せっきりとなり、通帳及び印鑑を担当者一人で管理していたこと。2つ目として、管理確認等を怠っていたこと。3つ目として、監査機能が十分機能していなかったことなどがあげられます。今後の対応策といたしまして、市の各種団体等現金事務取扱い要領を徹底させ、通帳と印鑑は別の職員が保管する。預金の引き出し等は複数の職員が確認する。監査を徹底させるなど、今後はかかることのないよう、責任の重大性を再認識いたしまして、事務の適正化に向け、職員一丸となって、取り組んで参りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、今回の概要についての報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化基本構想の報告について」の報告を求めます。

商工振興課長

平成22年3月に策定しました中心市街地活性化基本構想について説明をさせていただきます。飯塚市中心市街地活性化基本構想 報告書をお願いいたします。表紙を開いていただき、目次をお願いいたします。

本構想の構成につきましては、第1章において中心市街地を取り巻く本市の概要を記載し、中心市街地の現状を整理しております。第2章において「中心市街地の検討対象区域」を設定し、第3章から第4章にて、当該設定区域における課題を整理し、活性化の目標・ビジョン及び活性化施策の方針(案)を設定しております。第5章から第7章において、活性化施策実現のための展開、指標、整備メニュー等について記載し、第8章において今後の取り組み課題について述べております。末尾に平成22年2月に開催しました地元住民懇談会・市民ワークショップの開催概要を添付しております。なお、目標・ビジョン及び活性化施策の方針(案)の設定にあたりましては、平成11年3月策定の旧法 中心市街地活性化基本計画の課題及び過

去2回のアンケート調査の結果、平成22年2月に開催した地元住民懇談会の内容等を踏まえ、設定しております。

内容について、ご説明いたします。26ページをお願いいたします。検討対象区域につきましては、内閣府が指導しております中心市街地の要件を踏まえつつ、商店街と一体性を有する商業区域及び中心市街地の活性化をより効果的に図るため飯塚駅、地方卸売市場を含めた区域を設定しております。32ページをお願いいたします。本市では、平成11年3月に旧法における活性化基本計画を策定しておりますが、その概要を記載するとともに、33ページ以降で簡単ではございますが、その総括を行っております。旧法におきましては、商業振興が中心でございましたが、中心商店街の現状等成果があがっていないのが現状です。

36ページから38ページにかけて、アンケート調査の結果を記載しております。44ページをお願いいたします。右側に「中心市街地活性化の目標と取り組み」を記載しております。目標としましては、「やさしさあふれる『おもてなし』と『なごみ』のやすらぎ空間創出」、副題としまして、「賑わいとふれあい、安心・安全とチャレンジの場づくり」としてしております。これに基づき、2つの基本方針を設定しております。基本方針の1「生活と観光が融合した「おもてなし」と「やさしさ」のまちなかづくり」、基本方針の2「物語性のある「まちあるき」の環境づくり」。この2つの基本方針に沿って、15の活性化施策を提案しております。内容につきましては、新法の趣旨に基づきまして、「街なか居住の促進、定住環境の整備」及び「商業振興」、西鉄バスセンターや道路整備等、「都市機能の拡充」の3つを柱に検討しております。

47ページをお願いいたします。活性化施策を3年以内に実施するもの、5年以内に実施するものに色分けを行い、検討対象区域に落とした展開図でございます。

最後に59ページをお願いいたします。今後の取り組み課題を各項目ごとに整理しております。火災跡地につきましては、街なか居住の推進と商業の活性化の両面から検討を行うことを提案し、また、当地区は水害からの復興を果たしたことを大きな特徴として安全・安心のまちづくりの視点をもって取り組んでいくこと等を記載しております。

以上が基本構想の概要となりますが、本構想につきましては、今後、中心市街地活性化基本計画を策定するための検討材料として、市民の皆様積極的に周知していきながら、地域の皆様や地権者の方、商工会議所をはじめ事業の実施主体の方等を交え、地域ぐるみで活性化に向けた具体的な事業の組み立てを行っていきたいと考えております。また、事業の組み立てにあたりましては、民生活力を十分に活用するとともに、緑道公園や嘉穂劇場などの既存施設を有効に利用しつつ、国、県等の支援メニューを効果的に活用していく必要があると考えております。

以上、中心市街地活性化基本構想の概要について、簡単ではございますが報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市都市計画マスタープランの策定について」の報告を求めます。

都市計画課長

飯塚市都市計画マスタープランの策定について報告させていただきます。本日は、資料としまして飯塚市都市計画マスタープランの概要版を配布させていただいております。

飯塚市都市計画マスタープランは、第1次飯塚市総合計画、飯塚市国土利用計画に基づき、市民懇話会、アンケート調査等による市民意向調査を踏まえて、本市の将来あるべき姿を長期構想として策定するものであります。

本マスタープランでは、全市的な目標や分野別の方針を示していく全体構想、地域別のまちづくりの方針を示していく地域別構想、これらの構想を実現化するために必要な手法や仕組みを示した実現化方策にて構成しております。「健やかな暮らしと活力に満ちたまち 飯塚」を基本理念とし、地域が有する資源を有効に活用しながら、特色のある地域づくりを目指していくとともに、地域の拠点を整備し、各拠点が相互に補完しあう「拠点連携型の都市」を目指してまいります。

策定組織体制といたしましては、調査審議していただきます組織といたしまして、飯塚市都市計画審議会の専門委員会である飯塚市都市計画基本方針策定委員会を編成いたしました。この策定委員会にて審議していただき審議案を策定するために、庁内検討体制としまして、所属長にて構成する調整会議、担当係長等にて構成する作業部会により、関係部署との連絡調整を行なってまいりました。

策定までの審議経過といたしましては、平成20年11月の第1回策定委員会開催から平成21年11月開催の第5回策定委員会において、全体構想、地域別構想、実現化方策について審議をしていただきまして素案を策定し、この素案について、市民の皆様にも周知するとともに広く意見を募集するため、平成21年12月7日から平成22年2月5日までの期間、ホームページや主な公共施設におきまして市民意見募集を行いました。また、意見募集期間中には、市内12会場において市民説明会を開催し、地域住民の皆様との意見交換を行っております。なお、市民説明会の開催前の平成21年12月16日に経済建設委員会、平成22年1月8日に飯塚市都市計画審議会にて素案の策定と市民説明会の開催について報告をさせていただいております。

市民意見募集と市民説明会での意見を参考に、素案を一部修正いたしまして、平成22年3月24日に開催いたしました第6回策定委員会にて審議をしていただき、原案を決定、平成22年4月27日に開催いたしました、第2回飯塚市都市計画審議会に諮問いたしまして、原案の通り承認する旨の答申を経て飯塚市都市計画マスタープランの策定となりました。本マスタープランで将来像として掲げる本市の都市づくり、地域づくりが少しでも実現できるように、今後の施策を展開してまいりたいと考えております。

以上で、飯塚市都市計画マスタープランの策定についての報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市道上における車両損傷事故の報告について」の報告を求めます。

額田支所経済建設課長

市道上における車両損傷事故について、ご報告いたします。本件事故は、平成22年3月11日(木)午前1時頃、鹿毛馬地内の市道「御徳・烏尾線」において、当事者が鹿毛馬から勢田方面に走行中、市道に生じたポットホールに落ちた際、車両左側のタイヤ、バンパー及びホイールを損傷させたものでございます。

この事故によります損害賠償につきましては、現在当事者と協議しております。道路の点検補修につきましては、日頃より市報での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて参ります。以上簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付しております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします工事は、三軒屋・工場団地線道路新設工事「1工区」及び「2工区」の2件で、入札の執行につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づき、業者選考委員会において、土木一式工事の等級に格付けされる要件等を決定し、4月2日に入札公告を行い、4月20日に入札を執行いたしました。

その結果でございますが、1ページの「1工区」につきましては、12者による入札の結果、予定価格5,233万6,200円に対し、落札額4,325万4,750円、落札率82.64%で、藤田建設が落札しております。今回の入札につきましては、5者の同額入札があり、地方自治法施行令167条の9の規程により、くじ引きの結果、落札者を決定したものであります。

次に資料2ページをお願いします。「2工区」につきましては、13者による入札の結果、予定価格5,058万600円に対し、落札額4,171万5450円、落札率82.47%で、クボイが落札しております。「2工区」の入札につきましては、5者の同額入札があり、地方自治法施行令の規程により、くじ引きの結果、落札者を決定したものであります。

以上簡単ではありますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負変更契約について」2件、及び「工事請負契約について」、以上3件の報告を求めます。

上下水道部 上水課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配布しております資料をお願いします。はじめに「勢田配水池築造工事」でございますが、原契約金額に1,193,850円増額しまして、変更契約金額を90,758,850円とするものです。

その主な理由は、配水池基礎部を掘削したところ、大型転石が多数(85個)埋まっていたため、その破碎費用と処理費の増工。また、接続する既設送水管において既設管の状況を再調査したところ、老朽化が進んでおり漏水箇所も見受けられたので、布設工事を増工したものです。

次に「楽市水源地～堀池浄水場導水管布設替(3工区)工事」でございますが、原契約金額から138,600円を減額し、50,702,400円とするものです。また、金額の変更に合わせて、原契約工期に対し、変更契約工期を平成21年10月20日から平成22年3月30日にするものです。

その主な理由は、管支台基礎工の3箇所減工によるものです。また、工期の変更については、3工区に分割施工しており、他の工区との関連で通水テストが遅れたことによるものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。

上下水道部 下水課長

工事請負変更契約の報告をいたします。お手元に配布しております、資料をお願いします。はじめに、「目尾地区污水管渠布設(6工区)工事」でございますが、原契約金額に1,701,000円増額しまして、変更契約金額を84,308,700円とするものです。その主な理由は、実施に当たり、污水枳の設置位置を地元と協議した結果、位置の変更により取付管の推進長及び開削長を増工するものです。

次に、「鯉田地区污水管渠布設(2工区)工事」でございますが、原契約金額に8,392,

650円増額しまして、変更契約金額を62,793,150円とし、原契約工期に対し、変更契約工期を平成21年10月1日から平成22年3月30日とするものです。その主な理由は、推進中転石にあたり推進不能になりましたので、推進機械を転石対応型に変更したことによる増工、それに併せて工期を延長するものです。以上、簡単ですが説明を終わります。

上下水道部 総務課長

上下水道局から、工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております資料により報告いたします。

この工事は、条件付き一般競争入札で実施しております。入札執行状況につきましては、業者選考委員会において、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づき要件等を付して入札を行いました。資料の、「後牟田汚水幹線管渠布設工事」は、土木 ランク工事でございます。3月29日に入札を行い、その結果は、予定価格105,853,650円に対しまして、落札額88,129,650円、落札率83.25%で「下川建設株式会社」が落札いたしました。以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件3件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定管理者制度導入に係る指針(改訂版)の改正について」の報告を求めます。

総合政策課長

報告事項「指定管理者制度導入に係る指針(改訂版)の改正について」ご報告申し上げます。

当指針につきましては、前回平成20年9月に改訂版を策定していたものでございますが、その後の事務処理を行う上で新たな見直しが生じ、また、議会での貴重なご意見等もいただきましたため、この度、改正したものでございます。主な改正点は3点で、点目が文言の改正、項目の順序の入れ替え、点目が選定評価書の失格項目の追加、点目として選定評価書の評価点の変更を行っておりますが、文言の改正以外の重要改正部分についてご説明いたします。説明に際しましては、資料の17ページから20ページに付けております「新旧対照表」をご参照いただきたいと思います。

18ページをお願いします。中段のイ)の失格事項の部分ですが、ここを改正しております。この部分は文言ではわかりづらいと思いますので、当資料の12ページを用いてご説明いたします。恐れ入りますが、12ページをお願いします。この失格事項につきましては、これまでは「(ローマ数字) 指定管理者としての適正」の中にあります「2施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針」の「【応募法人(団体等)が市の基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか】」のほか、当該選定評価書中4つの項目のうちひとつでも「一定のレベルに達していない場合は落選する」とし、その「一定のレベル」とは「5点」ということを決めておりました。しかし、この「(ローマ数字) 指定管理者としての適正」の中に設けております各項目7つについては、どれひとつ抜けても「管理運営能力が欠けていると判断」できるのではないかと指摘を受け、今回そのように全項目を失格項目に追加しますとともに、「一定のレベル」につきましても「5点」と明文化したものであります。また、公募であれ非公募であれ、選定評価書の総得点が50%に満たない場合も失格だと決めてはありましたが、これにつきましてもはっきりと明文化したものでございます。

次に新旧対照表の19ページをお願いします。中段の部分では、各項目について詳細な評価を可能とするため、これまでの1・3・5・7・10としておりました5段階評価方式を1から10点までの10段階評価に改正しております。その下の「委員会の事務局」はこれまでも総合政策課と施設所管課の事務の振り分けを行ってはおりましたが、今回別紙にて明文化を行

っております。なお、当改正指針の施行につきましては、本年4月よりしております。
以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。